

地域連携薬局等[※]の認定を取得された皆様へ

※地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局

○留意事項について御一読ください。○

※根拠法令:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、法という)、法施行令、法施行規則

1 認定証の掲示について (法施行規則第10条の5)

地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局(以下「地域連携薬局等」という。)の認定を受けた薬局の開設者(以下「認定薬局開設者」という。)は、地域連携薬局等の認定証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

2 地域連携薬局等の掲示について

(法施行規則第15条の16の2、法施行規則第10条の3第8項)

認定薬局開設者は薬局内の見やすい場所及び薬局の外側の見やすい場所に次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

- (1) 地域連携薬局等である旨
- (2) 地域連携薬局等の機能に係る説明
- (3) 専門医療機関連携薬局は、認定を受けた傷病の区分



3 認定取得後の手続等について

※下記(1)～(5)の手続きの際に御提出いただく書類、手数料等については、「連携薬局担当ホームページ」(末尾参照)を御確認ください。

(1) 更新申請 (法第6条の2第4項、法第6条の3第5項、法施行規則第10条の9第1項)

認定の有効期間は1年間です。引き続き認定を受ける場合は、遅くとも有効期間の満了する日までに更新申請をしなければなりません。

更新時期のお知らせは行っておりませんので、御注意ください。



(2) 変更届 (法施行規則第16条の3第3項、法施行規則第16条の3第1項)

- ① 薬局の名称を変更しようとする場合は、あらかじめ変更届を提出しなければなりません。
- ② 次の事項を変更する場合は、変更後30日以内に変更届を提出しなければなりません。
 - ・ 認定薬局開設者の氏名及び住所(認定薬局開設者が個人の場合)
 - ・ 名称及び主たる事務所の所在地(認定薬局開設者が法人の場合)
 - ・ 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名(認定薬局開設者が法人の場合)
 - ・ 法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師の氏名(専門医療機関連携薬局の場合)

(3) 書換え交付申請（法施行令第2条の8）

認定証の記載事項に変更が生じた場合、認定証の書換え交付申請をすることができます。

(4) 再交付申請（法施行令第2条の9）

認定証を破り、汚し、又は失った場合は、再交付申請をすることができます。

(5) 認定証の返納（法施行令第2条の10、法施行規則第10条の8）

下記の事由に該当する場合、返納届を提出しなければなりません。

① 認定薬局開設者が地域連携薬局等と称することをやめた場合（やめた日から30日以内に届出てください。）

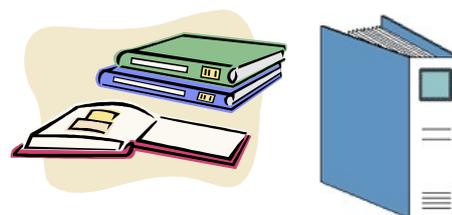
② 法第75条第4項もしくは第5項の規定により認定取消処分を受けた場合

なお、認定証の再交付を受けた後紛失した認定証が発見された場合、薬局開設許可を廃止した場合、及び更新申請を行わない場合も、認定証を返納してください。



4 認定取得後の調査について（法第69条の3）

東京都では、地域連携薬局等への立入調査を実施し、構造設備、体制、及び実績等の確認を行います。



5 問合せ先 及び 受付窓口

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-24-1 本館1階

東京都健康安全研究センター 広域監視部薬事監視指導課 連携薬局担当

TEL : 03-3363-3938 FAX : 03-5937-1043

e-mail : S0000321@section.metro.tokyo.jp

【連携薬局担当ホームページ】 http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_yakuji/renkeiyakkyoku/

（または「東京都 連携薬局」で検索してください）

<ホームページ>

